イッツコム データＳＩＭ 端末延長保証サービス利用規約

第１節　総則

第１条（規約の適用）

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます。）は、第３条（用語の定義）に定める加入者に対し、イッツコム データＳＩＭ 端末延長保証サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）によりイッツコムデータＳＩＭ 端末延長保証サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第２条（規約の変更）

当社は、本規約を、当社とイッツコムデータＳＩＭ 端末延長保証サービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「本加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

２．本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける本加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第３条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
原約款	当社が別に定めるイッツコム データＳＩＭ契約約款
対象サービス	原約款に定める「データ専用ＳＩＭ＋端末（スマホタイプ）」または「データ専用ＳＩＭ＋端末（ルーター）」
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	対象サービスを利用している個人または法人
本加入者	利用契約を締結し本サービスを利用している個人または法人
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器であって当社が加入者に提供するもの
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行う保証
ＳＩＭカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がイッツコムデータＳＩＭサービスの提供のために加入者に貸与するＩＣカード
交換用携帯端末	本規約で定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合に本加入者が交換を請求する場合の端末
交換用携帯端末の申し出	本加入者が交換用携帯端末を請求すること
自然故障	取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障
料金等	本サービスの月額利用料金および負担金

第２節　本サービスの提供

第４条（本サービスの提供範囲）

本サービスは、第６条（サービス内容）に定めるサービスを本加入者に提供します。

２．本サービスの対象とする携帯端末は、携帯端末本体および電池パック１個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）に限ります。

３．本サービスの提供期間は、本サービスの対象とする携帯端末の利用開始日の属する月を含め最大 37 ヶ月間とします。

４．ＳＩＭカードは、本サービスの対象外とします。

第５条（本サービスの提供条件）

当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを本加入者に提供します。

（１）対象サービスの申し込みと同時に本サービスの申し込み手続きが行われること。

（２）携帯端末にＳＩＭカードが挿入されている場合、ＳＩＭカードが取り外されていること。

（３）改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと。

（４）当社およびアイテムは、携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダー、メール等）に関する一切の責任を負わないこと。

（５）本加入者は、本サービスの提供に伴い交換した携帯端末本体、電池パック、機械部品および外装ケース等を本加入者に返却しないことをあらかじめ承諾していること。

第６条（サービス内容）

本サービスは第７条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、本加入者からアイテムへの交換用携帯端末の申し出により交換用携帯端末の提供を行います。

２．交換用携帯端末の申し出を受けた場合、申し出の内容を精査し、本サービスによる交換用携帯端末の対象と判断した場合は本サービスに登録されている本加入者の携帯端末１台につき、交換用携帯端末１台、電池パック１個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）を本加入者の登録した住所（日本国内の住所に限ります。）にアイテムが別に定める方法により、２日を目処に送付します。なお、本加入者の登録した住所、交換用携帯端末の申し出を受け付けた時刻等によっては、２日での送付ができない場合があります。

３．本加入者は、交換用携帯端末が第18条（旧端末の再生利用）に基づき他の本加入者が利用した本サービス対象の携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾するものとします。

４．本加入者に提供する交換用携帯端末は、原則として当社が本加入者に提供した携帯端末と同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色の交換用携帯端末の提供が困難な場合は、別途アイテムが指定する機種または色の交換用携帯端末とします。

５．本加入者に提供する交換用携帯端末のＯＳのバージョンは、当社が本加入者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。

６．本加入者に提供する交換用携帯端末には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第４項に基づき交換用携帯端末を当社が本加入者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品各１個も併せて送ります。

７．不在または届け出られた住所の誤り等により、アイテムが別に定める期間を経過しても交換用携帯端末の再配達が完了しなかった場合は、交換用携帯端末の申し出は取り消されたものとみなします。

第７条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）

本サービスの中で交換用携帯端末の提供対象となる事故は、次のとおりとします。

（１）本サービスの対象とする携帯端末の自然故障

（２）偶然の事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損。

第８条（交換用携帯端末の提供対象とならないケース）

本サービスの中で交換用携帯端末の提供対象とならない事故は、次のとおりとします。

（１）交換用携帯端末の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難による場合。

（２）交換用携帯端末の申し出が第 20 条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当する場合。

（３）過去に本規約への違反があり、交換用携帯端末の申し出時においてなお当該違反が是正されていない場合。

（４）過去に同一名義の交換用携帯端末の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断した場合。

（５）交換用携帯端末の申し出時において、支払期限を経過してもなお支払いが完了していない料金等がある場合。

（６）交換用携帯端末の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものである場合。

（７）交換用携帯端末の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含む。）である場合。

（８）本サービスの対象とする携帯端末が加工、改造（第５条（本サービスの提供条件）第３号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。）、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む。）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む。）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものである場合。

（９）交換用携帯端末の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の誤使用により生じたものである場合。

(10) 交換用携帯端末の申し出事由が付属品の自然故障、その他偶然の事故による水濡れ、全損または一部の破損の場合。

(11) 交換用携帯端末の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害である場合。

(12) 交換用携帯端末の申し出事由がコンピューターウィルスによる障害に起因するものである場合。

(13) 交換用携帯端末の申し出事由が本加入者の故意または重大な過失により発生したものである場合。

(14) 交換用携帯端末の申し出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したもの　である場合。

(15) 交換用携帯端末の申し出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであ

る場合。
（16）交換用携帯端末の申し出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものである場合。
（17）交換用携帯端末の申し出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものである場合。

第９条（メーカー保証の優先）
故障時期および内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従って、本サービスの期間中であっても、本加入者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第 10 条（交換用携帯端末の申し出の方法）
第７条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める事故が発生し、交換用携帯端末の提供を希望する場合は、本加入者はアイテムに対し、アイテムが別に定める方法に従い交換用携帯端末の申し出が必要です。アイテムは、交換用携帯端末の申し出に対し、本加入者本人からの申し出であることを確認します。

第 11 条（交換用携帯端末の利用回数）
本加入者への本サービス開始日を起算日として、１年間に２回、３年間で計６回まで利用可能です。交換用携帯端末の申し出時において、過去１年間に既に２回、交換用携帯端末の提供を受けている場合は、１年を経過するまで交換用携帯端末の提供はできません。

第 12 条（交換用携帯端末の保証期間）
本加入者は第６条（サービス内容）に基づきアイテムが本加入者に送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、交換用携帯端末受領後 14 日以内にその旨をアイテムに申し出るものとし、アイテムの指示に従い当該不具合の発見された交換用携帯端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。アイテムは特段の事由がある場合を除き、本加入者に対し交換用携帯端末と同一機種の交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を別途、送付することにより、無料交換します。本条に基づき交換用携帯端末受領後 14 日以内に本加入者より申し出のなかった不具合または自然故障については、後日、本加入者からの申告があった場合でも、第 32 条（加入者の支払義務）第３項に基づく無償での交換用携帯端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく交換用携帯端末等の無料交換は、前条に定める交換用携帯端末の利用回数には算入されません。

第 13 条（交換用携帯端末および旧端末の所有権）
交換用携帯端末の所有権は、原約款に準ずるものとします。
２．交換用端末の申し出に係る本サービスの対象とする携帯端末（以下「旧端末」といいます。）の所有権は、アイテムが送付した交換用携帯端末を本加入者が受領した時点で、アイテムに移転されるものとします。

第 14 条（旧端末の送付）
本加入者は、第６条（サービス内容）に基づきアイテムが送付した交換用携帯端末を受領したときは、交換用携帯端末の申し出事由が交換用携帯端末の申し出の時点において旧端末の送付が困難であるとアイテムが認めた場合を除き、受領後 14 日以内に、旧端末をアイテムが定める方法によりアイテムの指定先に送付するものとします

（ＳＩＭカード等、外部メモリ媒体および付属品を除いた状態で送付するものとします）。

２．万一、本加入者がアイテムの指定する物品等以外のものを送付した場合、アイテムは、本加入者が当該送付した物品等に係る所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当該物品等をアイテムが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、本加入者はこれに異議を唱えないものとします。アイテムは本加入者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負わないものとします。

第 15 条（旧端末内部のデータの消去）

旧端末の送付時には、旧端末内に記録された一切のデータを本加入者において事前に全て消去するものとします。本加入者が送付した旧端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社およびアイテムは一切の責任を負わないものとします。また、旧端末内に記録されていたデータの交換用携帯端末への移行は、本加入者自身の責任で実施するものとします。

２．前項に規定するデータの内容には、発着信履歴、電話帳データ、電子メールデータ、画像データ、音源データ、その他一切のデータを含みます。（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、本加入者において消去できないデータを除きます。）

第 16 条（送料）

本サービスに伴う送料は、原則としてアイテムの負担とします。ただし、本加入者が旧端末またはアイテムが指定する書類をアイテムが定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付に係る送料は本加入者が負担するものとします。

第 17 条（違約金）

本加入者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、違約金として旧端末の新品の端末代金相当額 を当社に支払うものとします。なお、当社は、本加入者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

（１）第 14 条（旧端末の送付）第１項の定めに違反し、旧端末を送付期限内にアイテムに送付しなかった場合
（２）交換用携帯端末の申し出の後に旧端末を返送しなかった場合
（３）交換用携帯端末の申し出を取消したにもかかわらず、第 19 条（交換用携帯端末の申し出の取消し）の定めに違反しアイテムが送付した交換用携帯端末をアイテムの指定した期日までにアイテムに返送しなかった場合
（４）第 20 条（禁止事項）の定めに違反して交換用携帯端末の申し出をした場合

第 18 条（旧端末の再生利用）

本加入者は、本サービスに基づき本加入者から送付された旧端末は、アイテムが指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換用携帯端末としてアイテムから他の本加入者に提供することについて承諾するものとします。

第 19 条（交換用携帯端末の申し出の取消し）

本加入者は、第 10 条（交換用携帯端末の申し出の方法）に基づき交換用携帯端末の申し出を行った場合であっても、正当な理由があるとアイテムが認めるときは、アイテムが送付した交換用携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ交換用携帯

端末の申し出後８日以内に申し出を行った場合に限り、交換用携帯端末の申し出を取消すことができるものとします。この場合本加入者は、アイテムが別途指定する期限内にアイテムが第６条（サービス内容）に基づき送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。

第 20 条（禁止事項）

本加入者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

（１）本サービスにおける交換用携帯端末の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。
（２）他者になりすまして本サービスを利用する行為。
（３）本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
（４）犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為。
（５）上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、またはその恐れのある行為。

第 21 条（本加入者の確認）

アイテムは、交換用携帯端末の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を本加入者に求める場合があります。

第３節　契約

第 22 条（契約の単位）

当社は、本サービスの対象となる携帯端末の台数ごとに一の本サービスを提供します。

第 23 条（利用契約の申し込み）

申込者は、本規約を承認の上、当社が別に定める加入申込書に次の事項を記載して当社およびアイテムに提出するものとします。

（１）申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
（２）その他必要事項

２．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
３．申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。

第 24 条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

（１）申込者が本規約に違反する恐れがある場合
（２）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（３）本サービスの提供が著しく困難である場合
（４）第５条（本サービスの提供条件）の条件を満たしていない場合
（４）その他、利用契約締結が不適当である場合

２．前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第 25 条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

２．本サービスの対象となる携帯端末の利用開始日を本サービスの利用開始日と定めます。

第 26 条（契約内容の変更）

本加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。なお、当社が特に認める場合に限り、本加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

２．当社は、第 24 条（申し込みの承諾）の規定に準じ、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該本加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第 27 条（名義変更）

本加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

（１）本加入者の改称

（２）承継

（３）譲渡

２．前項第２号または第３号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。

３．前２項の規定により契約名義を変更しようとする本加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

４．前各項の名義変更により、契約を承継する者は、本加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第 28 条（権利譲渡等の禁止）

本加入者は、第 27 条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第４節　利用契約の解除

第 29 条（本加入者が行う利用契約の解約）

本加入者は、第４条（本サービスの提供範囲）第３項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該本加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

２．前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。

３．当社が定めた要件を満たす本加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第 30 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第４条（本サービスの提供範囲）第３項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

（１）第 32 条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合

（２）加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

（３）第 20 条（禁止事項）の規定に違反した場合

（４）本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合

（５）その他、本加入者が本規約に違反する等、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

２．当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により本加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

３．第１項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第５節　料金等

第 31 条（料金等）

料金等は、別表の１．および別表の２．に定めるとおりとします。料金等は本サービスの対象となる携帯端末の台数に応じて発生します。

第 32 条（加入者の支払義務）

本加入者は、別表の１．に定める月額利用料金の支払を要します。なお、月額利用料金は、利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。

２．本加入者が、交換用携帯端末の提供を受ける場合、本加入者は、別表の１．に定める月額利用料金に加え別表の２．に定める負担金を支払うものとします。なお、当社は、本加入者が支払った負担金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

３．本加入者からの交換用携帯端末の申し出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から１年以内になされたものであって、交換用携帯端末の申し出事由が第７条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）第１項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で交換用携帯端末を提供します。

４．利用契約が月の途中で終了した場合であっても、料金等は日割りをしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一月の場合、本加入者は、１ヶ月分の料金等の支払を要します。

５．当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第 33 条（料金等の請求時期および支払期日等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて、本加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

２．前項の規定により料金等の請求を受けた本加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。

３．本加入者は、第１項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づ

き第三者に支払わせることができるものとします。

第 34 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
　第 30 条（当社が行う利用契約の解除）第１項、第２項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第 30 条（当社が行う利用契約の解除）第３項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第 35 条（遅延損害金）
　本加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第６節　雑則

第 36 条（個人情報）
　当社およびアイテムは本加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」およびアイテムが定める「プライバシーポリシー」に基づいてそれぞれ適正に取り扱うものとします。
２．本加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 37 条（免責事項）
　本加入者が、第 20 条（禁止事項）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該本加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
２．当社は、第 27 条（名義変更）の規定により、本加入者が名義変更を行ったことによって本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
３．第 29 条（本加入者が行う利用契約の解約）および第 30 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該本加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
４．当社が、第 38 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を廃止したことによって、本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第 38 条（本サービスの廃止）
　当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
２．前項の場合、当社は本加入者に対し、本サービスを廃止する日の３ヶ月前までに当社所定の方法によりその旨を告知します。

第 39 条（国内法への準拠）
　本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および本加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附則（実施期日）

本規約は、2015 年４月 16 日から実施します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

１．　月額利用料金

イッツコム データＳＩＭ契約約款 データ専用ＳＩＭ＋端末（スマホタイプ）	１台につき	380 円
イッツコム データＳＩＭ契約約款 データ専用ＳＩＭ＋端末（モバイルルーター）	１台につき	380 円

２．負担金

１回目：5,000 円 /台

２回目以降：10,000 円/台